

ソーシャルメディア利用管理規程

制定 平成 28 年 5 月 24 日

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下「本協会」という）の事業に参画するもの及び本協会に登録する強化指定選手、強化スタッフ等がソーシャルメディアを利用するに際し、そのリスクを理解した上、本協会、その他の利害関係者の利益や権利を害しないために、必要な事項を定めたものである。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、定款第 7 条に規定する代議員、第 23 条に規定する理事及び監事、第 53 条に規定する名誉会長、名誉副会長、相談役及び顧問、第 54 条、55 条に規定する委員会の活動に参加する者（以下「役員等」という）及び第 56 条に規定する事務局職員並びに本協会が設ける登録制度に登録する強化指定選手・ジュニア強化指定選手（以下、「選手」という）、強化スタッフ（以下、「スタッフ」という）等に適用する。

(定義)

第 3 条 この規程で定めるソーシャルメディアとは、SNS（フェイスブック、ミクシィ、グリー等）、ツイッター、電子掲示板、ブログなど、インターネットを利用してユーザーが相互にコミュニケーションを行うことのできる情報伝達媒体をいう。

(基本原則)

- 第 4 条 役員、選手、スタッフは、ソーシャルメディアを利用する場合、次の基本原則を理解し、遵守しなければならない。
- 2 本協会会員として自覚と責任を持つこと。但し選手が未成年の場合は保護者が責任を担うこと。
 - 3 法令および定款、倫理規定、その他の各種規程を遵守すること。
 - 4 ソーシャルメディアへの情報発信が半永久的に残ること、および瞬時に拡散し得ること、ならびに炎上リスクがあること等を理解し、発信する情報の内容を慎重に吟味すること。

(禁止事項)

- 第 5 条 役員、選手、スタッフは、ソーシャルメディアを利用する場合、次の各号に掲げる情報を発信してはならない。
- (1) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報
 - (2) 本協会会員または第三者の権利を侵害する情報
 - (3) 本協会を代表する見解や意見と誤解され得る意見等の情報

- (4) 誹謗中傷、虚偽の内容を含む情報
 - (5) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
 - (6) 違法行為または違法行為を煽る情報
 - (7) わいせつな内容に関する情報
 - (8) その他、法令、本協会定款、その他の規程で禁止された情報
- 2 公式アカウント担当以外の役員、選手、スタッフは、公式アカウントから情報発信してはならない。
 - 3 役員、選手、スタッフは、ソーシャルメディア利用に際し、本協会のロゴ等を利用してはならない。

(前条に違反した場合)

- 第 6 条 役員、選手、スタッフが前条に違反した場合、本人は会長に対し、速やかに報告を行わなければならない。
- 2 前条に違反した役員、選手、スタッフは、会長の指示に従い、ソーシャルメディア上において、迅速な削除または訂正など必要な協力を行う。削除または訂正の選択および具体的方法については、会長の指示に従い、本人だけの判断では行わない。

(損害賠償)

- 第 7 条 役員、選手、スタッフがこの規程に違反した場合、これにより本協会が被った全部または一部の損害を賠償しなければならない。

(懲戒)

- 第 8 条 この規程に違反する事実が認められた場合、処分手続き規定に沿って処分を行う。

(相談窓口等)

- 第 9 条 ソーシャルメディア利用に関する相談窓口およびこの規程に違反する事実の通報窓口は協会事務局内とする。

(規格外事項)

- 第 10 条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長で決定する。

(規程の改廃)

- 第 11 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

- この規程は平成 28 年 5 月 24 日から施行する。